

環境影響評価制度専門委員会中間報告骨子（案）（第 2 回・第 3 回関係部分）

はじめに

環境影響評価法は施行から 10 年が経過し、着実に実績を積み重ねていく中で、法に基づく所用の手段を通じて、より環境保全に配慮した事業の実施を確保する機能を果たしてきた。しかしながら、法施行後の社会状況の変化や、運用実態から浮かび上がる課題を踏まえ、更なる取組の充実が必要な課題もみられる。本中間報告は、国の制度としての環境影響評価制度の今後の在り方について、基本的な考え方を示したものである。

1. 対象事業について

(1) 国と地方の役割分担

- ・我が国の環境影響評価制度は、法対象とならない小規模の事業や法対象外の事業種について、各地方公共団体が地域の実情も踏まえながら環境影響評価条例において対象事業としている状況にある。
- ・今後とも、現在の法と条例の役割分担を尊重すべきである。

(2) 法的関与要件

- ・許認可等の法的関与要件を対象事業の条件のひとつとすることは現行制度の根幹であり、維持すべきである。

(3) 補助金事業の交付金化への対応

- ・補助金事業の交付金化が進んでいるが、現在交付金の交付対象となっている事業種には環境影響評価法の対象事業も含まれており、その中には許認可等の他の法的関与要件で捕捉することのできない事業種も含まれている。
- ・今後交付金化の動きが拡大する可能性もあることを考慮し、補助金と交付金の違い等も考慮しつつ、交付金化された事業についても法対象とできるよう対応が必要である。

(4) 将来的に実施が見込まれる事業種への対応

- ・放射性廃棄物最終処分場や二酸化炭素の回収・貯留（CCS）といった将来的に実施が見込まれる大規模な事業については、国の関与のもとに、何らかの形で環境影響評価を行う仕組みの検討が必要であるとの意見があった。
- ・しかしながら、放射性廃棄物最終処分場での最終処分の開始は平成 40 年（2028 年）代後半目途であり、CCS については 2020 年（平成 32 年）までの実用化が目指されている等、これらの事業は現時点では実証試験等の段階にあることから、法対象に追加するかどうかの検討は知見を蓄積し、実用化のタイミングを見た上で判断すべきである。

(5) 条例等による環境影響評価が実施されている事業種への対応

- ・風力発電施設の設置に当たっては一部の自治体において条例による環境影響評価が義務付けられている他、NEDO マニュアルによる自主的な環境影響評価が実施されている。

- ・しかしながら、風力発電施設に対して環境影響評価条例で対応している自治体は一部にとどまっております規模要件等にもばらつきがあることや、電気事業法の許認可を捉えて環境影響評価を実施することは可能であること等から、環境影響評価法の対象事業として追加することを検討すべきである。
- ・なお、風力発電施設は風況の関係から適地も限られるため、条例やNEDOマニュアルにより対応することが適切であるという意見や、自然公園地域内に条例が適用されている場合の規制の重複についての整理が必要ではないかという意見もある。

2. スコーピング手続について

- ・現行の環境影響評価法では説明会の開催は準備書段階のみ義務付けられており、方法書段階での説明会の開催は義務付けられていない。一方で方法書の平均的なボリュームが約170ページになっていることや専門用語の解説がされている方法書が大変少ないことから、方法書段階の住民等意見には、調査方法ではなく方法書の理解を深めるための方法書の趣旨や内容の周知を求める意見が見られる。
- ・方法書の目的についての理解を深め、方法書段階でのコミュニケーションを充実させる観点から方法書段階での説明会を導入するべきである。
- ・なお、方法書段階での説明会開催は住民の求める情報とのミスマッチが生じ、説明会を開催しても実際は形骸化するおそれを懸念する意見もある。方法書段階での説明会の導入について検討する場合には、同時に方法書の位置づけを明らかにするとともに、環境省が運用上のガイドラインや一般的な用語解説を作って事業者の負担軽減について併せて措置することが必要である。

3. 国の関与について

(1) 現状では環境大臣関与のない事業の取扱について

- ・現行法では許認可権者が地方公共団体である事業については環境大臣の意見提出の機会が設けられておらず、特に公有水面埋立事業については環境大臣の関与がないことが問題とされた事例もみられ、地方公共団体のアンケート結果でも、環境省の関与が必要等との意見が多くみられる。
- ・公有水面埋立のような許認可権者が地方公共団体である事業についても、環境影響評価手続において環境大臣の関与を設けることが必要である。この場合の環境大臣の関与の仕方については、全国的な視点から生物多様性保全や温暖化対策に関する意見はいつでも環境大臣意見を述べられる仕組みとすべきではあるが、地方分権の流れにも留意し、許認可権者である地方公共団体から求めがあった場合に環境大臣が助言を述べる仕組みとすることが適当である。

(2) 方法書段階での環境大臣の関与について

- ・現行法では環境大臣意見は評価書の段階のみで述べられることとなっているが、環境大臣意見において方法書段階で述べられるべき内容が含まれ、新たな調査等により終了するまで長期間かかることが想定される事例がみられている。
- ・方法書段階の仕組みは、現行の仕組みで実行可能とする意見もあるが、事業者が主務大臣に助言を求めることができる現行法の規定を受け、この際に環境大臣も技術的見

地からの意見を述べる仕組みが考えられる。

4. 地方公共団体の関与について

(1) 政令指定都市等の意見提出

- ・現行法では地方公共団体の意見は、関係市町村長意見を踏まえて都道府県知事が事業者へ意見を述べる仕組みとなっている。この点について、政令指定都市に事業者への意見提出権限を与えることを要望する意見がある。
- ・大半の政令指定都市が独自の環境影響評価条例を制定していること等を踏まえ、事業の影響が単独の市の区域内に収まる場合は事業者への意見提出権限の付与を行うことが必要である。意見提出権限を付与する範囲については、政令指定都市か否かという点だけではなく、環境影響評価条例の制定や審査会の設置の有無といった実態を踏まえたうえで検討を行うことが必要である。また、政令指定都市等に意見提出権限を付与する場合にも都道府県は広域的な観点から引き続き意見提出ができる仕組みが必要である。なお、政令指定都市と都道府県の意見の不整合等による事業者の混乱を回避することも必要であるという意見もあった。

(2) 複数の地方公共団体にまたがる事業の審査

- ・複数の自治体にまたがる事業の場合、各自治体の審査会に対応する必要があるため、合同審査会の開催等により審査手続を効率化し、事業者の負担軽減を求める意見がある。
- ・審査手続の効率化は自治体の判断により運用上対応することも可能であるが、自治体がそのような対応をとりやすくなるよう、法律上何らかの規定を置くことも考えられる。

5. 環境影響評価の事業への反映について

(1) 事後調査

- ・事後調査の実施状況について事業者アンケート及び環境省調査を実施した結果、事後調査の結果の公表が一部にとどまっていた。
- ・事後調査の結果を受けて追加措置を行った事例があり、事後調査には積極的な意義が認められる。
- ・事後調査の実効性を高めるため、結果を行政や第三者が確認できるよう事後調査の法制度化が必要である。
- ・事後調査を行うための目的については様々な考え方があり、事後調査の制度化を検討する場合は、その目的について整理をする必要がある。
- ・また、制度的に義務付けをする場合には何年後に課すのか、事業主体が変わった場合の扱いをどうするのか、といった点や事業者の負担の配慮の考え方についても整理が必要である。
- ・事業者は、供用後には環境法令等に基づく報告規定等があり現行制度で問題はないとする意見もある。

(2) 許認可の反映について

- ・環境影響評価法の対象事業について許認可をした際に、環境影響評価結果をどのように考慮したかを公表する仕組みについては、他制度での類似の事例が少ないことや個別法で対応可能とする考え方もあることを踏まえ、慎重に検討をする必要がある。

(3) 未着手案件の環境影響評価手続の再実施について

- ・環境影響評価手続終了後に未着手となっている案件の取扱いについては、他の事業者による影響等も考えられることから、一定の期間が経過した案件について一律に再評価を義務付けることは困難である。

6. 環境影響評価手続の電子化

- ・環境影響評価図書縦覧をはじめとする環境影響評価手続の電子化については、地方自治体や法対象事業の事業者は、それぞれホームページを有しており、外部に情報を発信、また外部から意見を受け付ける電子的体制が整備されている状況下で、実際に電子化を行った事例について調査を行ったところ、電子化に伴う特段の問題が発生したという事例はみられていない。
- ・希少種の生息地に関する情報や安全保障の観点からの情報等の管理、電子公開を行う際のシステムの整備など、電子化に伴い想定される問題点について整理・議論をしたうえで、環境影響評価図書縦覧等の手続電子化を推進すべきである。
- ・その際、中小事業者の対応が困難であれば、国や自治体のシステムを利用することは考えられる。

7. 情報交流について

(1) 公聴会

- ・環境影響評価手続における公聴会の開催については、都道府県・政令指定都市62団体のうち51団体で公聴会手続が設けられており、そのうち45団体は法対象事業にも公聴会手続が設けられている。
- ・このように既に多くの地方公共団体が条例で公聴会の開催を行っていることから、法での新たな義務付けは不要である。

(2) 方法書意見への対応

- ・準備書作成前に方法書に対する意見への回答を義務化することは手続の長期化につながるおそれがあるため、義務化は不要である。方法書段階での説明会や情報提供を充実させ、方法書の内容の理解を促進させることが優先課題である。
- ・なお、方法書段階での住民意見が反映されるよう、準備書作成前に方法書に対する意見への回答を義務化すべきという意見があった。